

余裕期間を設定する工事に関する実施要領

住宅都市局監理指導課

1 目的

余裕期間制度の活用により、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この要領において「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間で、受注者が工事の施工体制を整備するための期間をいう。
- (2) この要領において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- (3) この要領において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。
- (4) この要領において「工事開始日」とは、実工期の始期の日をいう。

3 対象工事

対象工事は、次の基準を満たすものの中から工事所管課が選定する。

- (1) 住宅都市局が発注する工事（施設所管局等が発注し、住宅都市局が監理する工事を含む。）
- (2) 余裕期間を設定した場合に、施設の供用開始に影響を及ぼさない工事
- (3) 余裕期間を設定した場合に、年度内（繰越明許費や債務負担行為等が設定済みの場合は当該期間内）に工期を確保できる工事
- (4) 前各号の規定にかかわらず、以下の工事は対象外とする。
 - ア 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年条例第43号）第2条に規定する工事
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に基づく契約による工事

4 工期の設定

- (1) 余裕期間は、契約予定日から3か月を超えない範囲で設定することができる。
- (2) 余裕期間の設定は、発注者があらかじめ工事開始日を指定する方式とする。
- (3) 全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を「余裕期間を設定する工事に

関する特記仕様書」に記載する。

- (4) 余裕期間の設定に係る積算上の割り増しは行わない。
- (5) 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を
含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備に
ついては、受注者の責により行うことができる。
- (6) 契約書等に記載する工期は、全体工期とする。
- (7) 契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議の上、
工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる
- (8) 現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、受注者は
発注者と協議の上、工期の変更に係る契約を締結する。
- (9) 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約締結となった場合には、余
裕期間は適用しない。

5 技術者等の取扱い

- (1) 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要
しない。
- (2) 受注者は、工事实績情報システム（CORINS）への登録申請を、土曜日、
日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国
民の祝日等を除き、工事開始日から起算して10日以内に行うこととし、現場
代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間については、実工期とする。

6 余裕期間内の工事用地の管理

余裕期間内の工事用地の管理は、発注者の責において行う。

7 契約手続き等

- (1) 起案にあたっては、執行伺の備考欄に「余裕期間設定の対象工事」と記載する。
- (2) 財政局契約部契約課に契約事務を依頼する場合は、契約依頼書のその他の欄に
「余裕期間設定の対象工事」と記載する。

8 その他

- (1) 受注者は、名古屋市工事請負契約約款（名古屋市工事請負契約約款（住宅用）
を含む。以下同じ。）第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14日以内に、
余裕期間を含めた全体工期を記載した工事工程表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項の規定にかかわらず、工

事開始日から起算して14日以内に、工事着手届を提出しなければならない。

- (3) 受注者は、工事開始日後速やかに、その他工事関係書類を提出しなければならない。
- (4) 受注者は、設計図書において前払金を支払うことが定められた工事について、前払金の支払いを発注者に請求する場合は、工事開始日以降にしなければならない。
- (5) 名古屋市工事請負契約約款第52条の規定に基づく火災保険等の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、契約後速やかに保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しを提出しなければならない。
- (6) 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、契約後速やかに加入し、保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しを提出しなければならない。
- (7) 建設業退職金共済制度の掛金収納書（発注者用）は、建築工事特記仕様書等の規定にかかわらず、工事開始日より原則1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事開始日より原則40日以内）に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年2月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、平成30年2月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、令和4年4月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、令和5年4月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、令和6年4月1日以降に起案する工事より適用する。

この要領は、令和6年9月2日以降に公告等を行うものから適用する。

この要領は、令和7年4月18日以降に起案する工事から適用する。